

10 農林水産省 非予算(構造改革特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特種措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の意見	「措置の内容」の意見	各府県からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
1020010	住宅地及び商用地に隣接する農業継続困難な農地の有効活用事業	農業振興地域の整備に関する法律 土地改良法 農地法	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集約的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された農地について、公告・縦覧を経て行うことができる。 また、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ヵ月以上の場合は農林水産大臣の許可)が必要。 国営土地改良事業の事業完了公告の日から起算して8年以内、その事業の施行地域内の土地において、公益を兼ね、本来の目的外の用途のための所有権の移転等をした場合又は自らが本来の目的外の用途に使用した場合には、国、都道府県又は市町村は、その日から特別徴収金を徴収することができる。		住宅地や商用地に囲まれている農地の有効活用を図るため、当該地域の農地法及び土地改良法の適用除外を行っていることである。	三沢市堀口地区の農地は農用地区域内にあるが、その周辺は、市の市区画整理事業や民間の不動産会社による宅地分譲により、住宅地や商業地が広がっていることから、農業の散布や早期の農作業による雑草及び農業機械の走行による交通渋滞が住民生活に影響を及ぼし、周辺住民と農業者の間に農業を持続することが困難な状況である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された農地について、公告・縦覧を経て行うことができる。 また、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ヵ月以上の場合は農林水産大臣の許可)が必要。 国営土地改良事業の事業完了公告の日から起算して8年以内、その事業の施行地域内の土地において、公益を兼ね、本来の目的外の用途のための所有権の移転等をした場合又は自らが本来の目的外の用途に使用した場合には、国、都道府県又は市町村は、その日から特別徴収金を徴収することができる。	C	—	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集約的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された農地について、公告・縦覧を経て行うことができる。 また、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ヵ月以上の場合は農林水産大臣の許可)が必要。 国営土地改良事業の事業完了公告の日から起算して8年以内、その事業の施行地域内の土地において、公益を兼ね、本来の目的外の用途のための所有権の移転等をした場合又は自らが本来の目的外の用途に使用した場合には、国、都道府県又は市町村は、その日から特別徴収金を徴収することができる。	特別徴収金制度の規制に関しては、横断的かつ多面的な対応が必要となることから、特別徴収金制度は、要請対象外とさせていただきます。 しかしながら、当該農地は、市街地の開発を阻害している状況にあり、以下の事項も考慮いただき、再度検討をお願いします。 現在、当該農地は、開発が不可能なため、転用が容易な郊外の農地へ開発が広がると、郊外の農地が縮小されつつある状況です。当該農地の法規制の緩和をすることで、それ以外の農用地として保全する区域における農地を確保しようとするものであり、貴市の御提案の趣旨に沿うものではないかと考えられる。				1 0 2 1 0 1 0	三沢市	青森県	農林水産省		
1020020	米生産数量目標の配分に於ける有機栽培米生産分の確保配分について	未だの需給調整実施要領第2の2	米の生産数量目標は、需要に応じた生産に誘導する観点から、有機栽培米等を含む主食用米の需要実績に基づいて配分していること。		米の生産数量目標の配分に当たっては、現在のところ、米の作付実況や生産の実績に応じた都道府県毎に配分されているが、有機栽培米については、慣行栽培米と分けず生産希望に見合った生産目標配分とする。	有機栽培米については、地球温暖化防止や生物多様性保全など環境保全に貢献するもの、慣行栽培米に比べて収穫量が不安定で取引量が多いため取引量は伸びず、消費者の需要に応えないのが実情である。 また、現在のところ、米の生産数量目標の配分に当たっては、栽培方法に関係なく、米の作付け実績や需要の実績に応じて都道府県毎に配分されている。 このことから、有機栽培の生産拡大を図るため、有機栽培米については、生産希望に見合った生産目標の配分とし、生産調整の枠外として都道府県に配分し、都道府県からは、有機農業の推進体制や推進方針が整備されている市町村内に限り配分する。	C	—	1 米の生産数量目標の都道府県別の配分に当たっては、需要に見合った生産へと誘導することを原則とし、平成16年度以降、需要実績に基づく都道府県別配分を実施しているところである。 2 都道府県、市町村等の地域内で話し合っていた上で、配分された生産数量目標の範囲内において、有機農業を推進する観点から、有機栽培米の生産目標を自由に設定することが可能です。					1 0 2 3 1 0	山形県	山形県	農林水産省		
1020030	「農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内土地を農用地区域から除外するための変更(以下「農用地区域の変更」という。)」要件の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集約的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された農地について、公告・縦覧を経て行うことができる。		現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地区域の変更の5つの要件のうち、1号の「当該農地に存する土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、1筆ごとに規制する方式から、「ゾーニング規制」の方式を基本とする制度への転換を図るため、「地域活性化を目的とする計画」を含めることとする。	ゾーニングにおける農用地区域の変更を目指す提案は、農村活性化を理由に無秩序な土地利用を進めるものではなく、「太陽光発電」や「グリーンカーテン」などの設置を義務付けることで、自然エネルギーの普及促進を図りながら、農地環境を維持する土地利用を奨励するものである。 現在、富良野圏内には「ハーブ」を生産し、商品開発を進めている。ゾーニング下野地帯の農業の6次産業化の起点と位置づけ、加工技術と生産性の向上を図るため「ハーブ」製品生産施設(農業情報型)を誘致し、農業における収益性を高める。併せて、低炭素社会実現のための「バイオ燃料施設(農業情報型)」を誘致し、環境保全の役割を果たすことで、自然と調和した「ハーブ」の6次産業化を実現する。 提案理由: 三木市別所町は優良農地地区でありながら、少子高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、農業・雇用の減少、三木鉄道線沿線など地域活力の低下が著しく、将来における農業の存続が危ぶまれている。 優良農地を保全し、農業と共生していきながら、まちの活力を取り戻すためには、自然と調和した土地利用を促進する必要がある。 「別所ふれあい農地情報型」はこうした課題を解決すべく、農村社会全体を自然との共生をテーマに用途別に6ゾーンに区分けを行い具体化するものである。 ゾーン①下野地帯は、市が整備した三木鉄道線跡地の遊歩道整備に着手し、併せて、地元の花のまちで地域ブランドと協働でハーブ苗生産を始め、遊歩道に沿って植栽する「ハーブロード」を推進している。また、ゾーン②西の玄関口にぎわいづくりに実現にむけた起点として、農用地区域の変更を提案するものである。	C	—	農用地区域は、長期にわたり確保すべき優良農地の区域であること、農用地等以外の用途を目的として、農用地区域から過大な土地が除外されることがないようにするため、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件が農業振興地域整備計画において規定されている。このうち、同第1号の「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件については、具体的には、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、当該用途の通常の利用形態にかなわず、当該土地を農用地等以外の用途に供することが必要と見られるが、その確保が妥当かを判断するため、①具体的な転用計画と、②不要不急の用途に供すること、③農用地区域からの除外が過大なものでないこと等を定められているところである。この「具体的な転用計画」としては、具体的な用途の種類、位置及び規模、並びにその適当性、実現性等の判断がなされ、且つ開発が進められること、過大な農用地区域からの除外を排除することができなくなり、優良農地の確保に支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 具体的な転用計画が定められ、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から適切な位置づけられれば施設については、農用地区域の変更が可能となる場合があるため、必要に応じて、兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。 また、貴市は、都市計画法第7条第1項に基づき市街化区域と市街化調整区域の区域別で定められており、一部の場合は、当該市街化区域に入ることとなる区域区域の変更(ゾーニングの変更)により対応可能な場合もあると考えられるので、必要に応じて兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。なお、国及び県の農林部局との協議が整って定められた市街化区域内の土地については、農業振興地域・農用地区域から除外されることとなる。	本提案は、無秩序な農地転用による優良農地の確保を及ぼさないよう具体的な用途を定め、その位置や面積規模はゾーニングにより必要面積に留められなければならない。当該施設の使用が公益性が高いものと認められる場合は、また、当該施設の敷地面積等も不明であることから、施設の見合った面積以上の農用地等が農用地区域から除外され、公益性を伴わない施設が建設されることとなる可能性があり、従って御提案は、特許として採用され全国展開されることとなる、国全体としての優良農地の確保に資しない支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 なお、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定める手段では三木市遊歩道線跡地の活性化や農業を活かした包括的な土地利用には対応できず、農地地域の活力を促進するためには特区的な対応が必要不可欠と考える。提案は、具体性と実行性を備えるものであり、採択に向けたの解決法について具体的に御相談いただきたい。				1 0 2 6 0 1 0	三木市	兵庫県	農林水産省		
1020040	①株式会社農地所有を可能とする。	農地法第3条第1項及び第2項	法人が農地の所有権を取得するためには、農業生産法人の要件を満たし、農業委員会等の許可を受けなければならないこととなっていること。		復興支援に関わる農地法・農業振興地域促進法の緩和措置を要望します。 ①[株式会社への参入] 農業生産法人だけでなく、一般の株式会社についても、農地を所有し得ることを可能とする。	①[株式会社への参入] 提案理由: 抜本的な改革を実施するには、資本をもつ民間企業による投資と、柔軟な事業展開が可能な投資環境の整備とが不可欠です。直接的に経営に関わることで迅速で効果的な農業復興が実現できると考えます。 ②[農地転用制限の範囲拡大] 現在、許可制である農地の転用について、転用の制限の除外として「その者の農作物の育成若しくは養殖の事業のための農用地に供するため」があるが、これに関連するものとして、農業用途を前提とした施設については転用許可不要とする。具体的には、敷地をコンクリートで固めた施設で自ら生産する農作物を生産し、加工、販売する可能な6次産業につながるものを対象とする。 提案理由: 被災地における最大の課題は雇用問題です。その雇用を創るには産業です。東北の産業で大きな割合を占める農業の分野で産業復興するための一助として本要望が実現することによって「付加価値の高い農業展開」「多くの雇用創出」につながることを期待しています。	C	—	農地の所有権については、所有者が絶対的な管理・処分権を持つことから、ひとたび権利の移転がなされると、耕作放棄等の不適切な利用がなされた場合において、元の所有者に所有権を戻す等の原状回復を図るための措置を講じることが困難である。 そのため、農地の所有権の取得については、農業をその生活又は事業の主軸とした者に限ることとし、法人については、このことを客観的・外形的に判定する基準として農業生産法人制度を設けていること。 なお、平成21年度の農地法改正により、 ① 農地の賃借については、農業生産法人要件を課す、株式会社等の主体であっても自ら参入できるよう措置(改正農地法施行後1年半年で、約800法人が新たに参入)することとし、 ② 農地の賃借期間についても民法の特例として60年の賃借可能とすることで、株式会社が長期的かつ安定的に農地を利用できるよう措置していること。	本提案は、無秩序な農地転用による優良農地の確保を及ぼさないよう具体的な用途を定め、その位置や面積規模はゾーニングにより必要面積に留められなければならない。当該施設の使用が公益性が高いものと認められる場合は、また、当該施設の敷地面積等も不明であることから、施設の見合った面積以上の農用地等が農用地区域から除外され、公益性を伴わない施設が建設されることとなる可能性があり、従って御提案は、特許として採用され全国展開されることとなる、国全体としての優良農地の確保に資しない支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 なお、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定める手段では三木市遊歩道線跡地の活性化や農業を活かした包括的な土地利用には対応できず、農地地域の活力を促進するためには特区的な対応が必要不可欠と考える。提案は、具体性と実行性を備えるものであり、採択に向けたの解決法について具体的に御相談いただきたい。				1 0 3 2 0 4 0	三木市	兵庫県	農林水産省		
1020050	農地法等(2)農業用途を条件に転用許可不要	農地法4、5条(農地法施行規則第32条第1号)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、農林水産大臣の許可(4ヵ月以上の場合は農林水産大臣の許可)が必要。また、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、農林水産大臣の許可(4ヵ月以上の場合は農林水産大臣の許可)が必要。また、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、農林水産大臣の許可(4ヵ月以上の場合は農林水産大臣の許可)が必要。また、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、農林水産大臣の許可(4ヵ月以上の場合は農林水産大臣の許可)が必要。		復興支援に関わる農地法・農業振興地域促進法の緩和措置を要望します。 ②[農地転用の拡大] 現在、転用許可不要の農地法施行規則第32条第1号以外に、農業用途を前提とした施設についても転用許可不要とする。具体的には、敷地をコンクリートで固めた施設で自ら生産する農作物を生産し、加工、販売する可能な6次産業につながるものを対象とする。また、農地をコンクリートで固めた施設で自ら生産する農作物を生産し、加工、販売する可能な6次産業につながるものを対象とする。また、農地をコンクリートで固めた施設で自ら生産する農作物を生産し、加工、販売する可能な6次産業につながるものを対象とする。	農地は一度他用途に転用されると復元することが極めて困難であることから、案件ごとに、用途の適正性及び影響、事業実施の確実性、周辺農地への被害防除措置などについて審査を行う必要があり、御提案のような植物工場を農地に設置する場合についても、個別具体的に審査を行うことなく、農地転用の許可を不要とするには困難である。 なお、自らの農地に2アール未満の農業用施設を設置する場合にあっては、当該施設が自らの農業の営みに資する施設であること、転用の面積が小さく、周辺農地の営みに支障を及ぼすことが少ないことから、農地転用の許可を不要としているところである。	C	—	回答いただいた「2アール未満の農業用施設を設置する場合」について、その広さについては、5アール未満に緩和いただき、植物工場等の現状について農林水産省・経済産業省の資料より、5アール以上が5割を超える実績があることや生産だけでなく加工や販売の施設もあつた6次産業にも繋がる施設の広がりや促進するために再検討いただきたく存じます。	本提案は、無秩序な農地転用による優良農地の確保を及ぼさないよう具体的な用途を定め、その位置や面積規模はゾーニングにより必要面積に留められなければならない。当該施設の使用が公益性が高いものと認められる場合は、また、当該施設の敷地面積等も不明であることから、施設の見合った面積以上の農用地等が農用地区域から除外され、公益性を伴わない施設が建設されることとなる可能性があり、従って御提案は、特許として採用され全国展開されることとなる、国全体としての優良農地の確保に資しない支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 なお、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定める手段では三木市遊歩道線跡地の活性化や農業を活かした包括的な土地利用には対応できず、農地地域の活力を促進するためには特区的な対応が必要不可欠と考える。提案は、具体性と実行性を備えるものであり、採択に向けたの解決法について具体的に御相談いただきたい。				1 0 3 2 0 4 0	三木市	兵庫県	農林水産省		
1020060	「農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内土地を農用地区域から除外するための変更(以下「農用地区域の変更」という。)」要件の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集約的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された農地について、公告・縦覧を経て行うことができる。		現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地区域の変更の5つの要件のうち、1号の「当該農地に存する土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、1筆ごとに規制する方式から、「ゾーニング規制」の方式を基本とする制度への転換を図るため、「地域活性化を目的とする計画」を含めることとする。	ゾーニングにおける農用地区域の変更を目指す提案は、農村活性化を理由に無秩序な土地利用を進めるものではなく、「太陽光発電」や「グリーンカーテン」などの設置を義務付けることで、自然エネルギーの普及促進を図りながら、農地環境を維持する土地利用を奨励する土地利用を奨励するものである。 現在、富良野圏内には「ハーブ」を生産し、商品開発を進めている。ゾーニング下野地帯の農業の6次産業化の起点と位置づけ、加工技術と生産性の向上を図るため「ハーブ」製品生産施設(農業情報型)を誘致し、農業における収益性を高める。併せて、低炭素社会実現のための「バイオ燃料施設(農業情報型)」を誘致し、環境保全の役割を果たすことで、自然と調和した「ハーブ」の6次産業化を実現する。 提案理由: 三木市別所町は優良農地地区でありながら、少子高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、農業・雇用の減少、三木鉄道線沿線など地域活力の低下が著しく、将来における農業の存続が危ぶまれている。 優良農地を保全し、農業と共生していきながら、まちの活力を取り戻すためには、自然と調和した土地利用を促進する必要がある。 「別所ふれあい農地情報型」はこうした課題を解決すべく、農村社会全体を自然との共生をテーマに用途別に6ゾーンに区分けを行い具体化するものである。 ゾーン①下野地帯は、市が整備した三木鉄道線跡地の遊歩道整備に着手し、併せて、地元の花のまちで地域ブランドと協働でハーブ苗生産を始め、遊歩道に沿って植栽する「ハーブロード」を推進している。また、ゾーン②西の玄関口にぎわいづくりに実現にむけた起点として、農用地区域の変更を提案するものである。	C	—	農用地区域は、長期にわたり確保すべき優良農地の区域であること、農用地等以外の用途を目的として、農用地区域から過大な土地が除外されることがないようにするため、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件が農業振興地域整備計画において規定されている。このうち、同第1号の「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件については、具体的には、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、当該用途の通常の利用形態にかなわず、当該土地を農用地等以外の用途に供することが必要と見られるが、その確保が妥当かを判断するため、①具体的な転用計画と、②不要不急の用途に供すること、③農用地区域からの除外が過大なものでないこと等を定められているところである。この「具体的な転用計画」としては、具体的な用途の種類、位置及び規模、並びにその適当性、実現性等の判断がなされ、且つ開発が進められること、過大な農用地区域からの除外を排除することができなくなり、優良農地の確保に支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 具体的な転用計画が定められ、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から適切な位置づけられれば施設については、農用地区域の変更が可能となる場合があるため、必要に応じて、兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。 また、貴市は、都市計画法第7条第1項に基づき市街化区域と市街化調整区域の区域別で定められており、一部の場合は、当該市街化区域に入ることとなる区域区域の変更(ゾーニングの変更)により対応可能な場合もあると考えられるので、必要に応じて兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。なお、国及び県の農林部局との協議が整って定められた市街化区域内の土地については、農業振興地域・農用地区域から除外されることとなる。	本提案は、無秩序な農地転用による優良農地の確保を及ぼさないよう具体的な用途を定め、その位置や面積規模はゾーニングにより必要面積に留められなければならない。当該施設の使用が公益性が高いものと認められる場合は、また、当該施設の敷地面積等も不明であることから、施設の見合った面積以上の農用地等が農用地区域から除外され、公益性を伴わない施設が建設されることとなる可能性があり、従って御提案は、特許として採用され全国展開されることとなる、国全体としての優良農地の確保に資しない支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 なお、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定める手段では三木市遊歩道線跡地の活性化や農業を活かした包括的な土地利用には対応できず、農地地域の活力を促進するためには特区的な対応が必要不可欠と考える。提案は、具体性と実行性を備えるものであり、採択に向けたの解決法について具体的に御相談いただきたい。				1 0 3 2 0 4 0	三木市	兵庫県	農林水産省		
1020070	「農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内土地を農用地区域から除外するための変更(以下「農用地区域の変更」という。)」要件の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集約的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された農地について、公告・縦覧を経て行うことができる。		現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地区域の変更の5つの要件のうち、1号の「当該農地に存する土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、1筆ごとに規制する方式から、「ゾーニング規制」の方式を基本とする制度への転換を図るため、「地域活性化を目的とする計画」を含めることとする。	ゾーニングにおける農用地区域の変更を目指す提案は、農村活性化を理由に無秩序な土地利用を進めるものではなく、「太陽光発電」や「グリーンカーテン」などの設置を義務付けることで、自然エネルギーの普及促進を図りながら、農地環境を維持する土地利用を奨励する土地利用を奨励するものである。 現在、富良野圏内には「ハーブ」を生産し、商品開発を進めている。ゾーニング下野地帯の農業の6次産業化の起点と位置づけ、加工技術と生産性の向上を図るため「ハーブ」製品生産施設(農業情報型)を誘致し、農業における収益性を高める。併せて、低炭素社会実現のための「バイオ燃料施設(農業情報型)」を誘致し、環境保全の役割を果たすことで、自然と調和した「ハーブ」の6次産業化を実現する。 提案理由: 三木市別所町は優良農地地区でありながら、少子高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、農業・雇用の減少、三木鉄道線沿線など地域活力の低下が著しく、将来における農業の存続が危ぶまれている。 優良農地を保全し、農業と共生していきながら、まちの活力を取り戻すためには、自然と調和した土地利用を促進する必要がある。 「別所ふれあい農地情報型」はこうした課題を解決すべく、農村社会全体を自然との共生をテーマに用途別に6ゾーンに区分けを行い具体化するものである。 ゾーン①下野地帯は、市が整備した三木鉄道線跡地の遊歩道整備に着手し、併せて、地元の花のまちで地域ブランドと協働でハーブ苗生産を始め、遊歩道に沿って植栽する「ハーブロード」を推進している。また、ゾーン②西の玄関口にぎわいづくりに実現にむけた起点として、農用地区域の変更を提案するものである。	C	—	農用地区域は、長期にわたり確保すべき優良農地の区域であること、農用地等以外の用途を目的として、農用地区域から過大な土地が除外されることがないようにするため、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件が農業振興地域整備計画において規定されている。このうち、同第1号の「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件については、具体的には、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、当該用途の通常の利用形態にかなわず、当該土地を農用地等以外の用途に供することが必要と見られるが、その確保が妥当かを判断するため、①具体的な転用計画と、②不要不急の用途に供すること、③農用地区域からの除外が過大なものでないこと等を定められているところである。この「具体的な転用計画」としては、具体的な用途の種類、位置及び規模、並びにその適当性、実現性等の判断がなされ、且つ開発が進められること、過大な農用地区域からの除外を排除することができなくなり、優良農地の確保に支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 具体的な転用計画が定められ、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から適切な位置づけられれば施設については、農用地区域の変更が可能となる場合があるため、必要に応じて、兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。 また、貴市は、都市計画法第7条第1項に基づき市街化区域と市街化調整区域の区域別で定められており、一部の場合は、当該市街化区域に入ることとなる区域区域の変更(ゾーニングの変更)により対応可能な場合もあると考えられるので、必要に応じて兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。なお、国及び県の農林部局との協議が整って定められた市街化区域内の土地については、農業振興地域・農用地区域から除外されることとなる。	本提案は、無秩序な農地転用による優良農地の確保を及ぼさないよう具体的な用途を定め、その位置や面積規模はゾーニングにより必要面積に留められなければならない。当該施設の使用が公益性が高いものと認められる場合は、また、当該施設の敷地面積等も不明であることから、施設の見合った面積以上の農用地等が農用地区域から除外され、公益性を伴わない施設が建設されることとなる可能性があり、従って御提案は、特許として採用され全国展開されることとなる、国全体としての優良農地の確保に資しない支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 なお、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定める手段では三木市遊歩道線跡地の活性化や農業を活かした包括的な土地利用には対応できず、農地地域の活力を促進するためには特区的な対応が必要不可欠と考える。提案は、具体性と実行性を備えるものであり、採択に向けたの解決法について具体的に御相談いただきたい。				1 0 3 2 0 4 0	三木市	兵庫県	農林水産省		
1020080	「農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内土地を農用地区域から除外するための変更(以下「農用地区域の変更」という。)」要件の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集約的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された農地について、公告・縦覧を経て行うことができる。		現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地区域の変更の5つの要件のうち、1号の「当該農地に存する土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、1筆ごとに規制する方式から、「ゾーニング規制」の方式を基本とする制度への転換を図るため、「地域活性化を目的とする計画」を含めることとする。	ゾーニングにおける農用地区域の変更を目指す提案は、農村活性化を理由に無秩序な土地利用を進めるものではなく、「太陽光発電」や「グリーンカーテン」などの設置を義務付けることで、自然エネルギーの普及促進を図りながら、農地環境を維持する土地利用を奨励する土地利用を奨励するものである。 現在、富良野圏内には「ハーブ」を生産し、商品開発を進めている。ゾーニング下野地帯の農業の6次産業化の起点と位置づけ、加工技術と生産性の向上を図るため「ハーブ」製品生産施設(農業情報型)を誘致し、農業における収益性を高める。併せて、低炭素社会実現のための「バイオ燃料施設(農業情報型)」を誘致し、環境保全の役割を果たすことで、自然と調和した「ハーブ」の6次産業化を実現する。 提案理由: 三木市別所町は優良農地地区でありながら、少子高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、農業・雇用の減少、三木鉄道線沿線など地域活力の低下が著しく、将来における農業の存続が危ぶまれている。 優良農地を保全し、農業と共生していきながら、まちの活力を取り戻すためには、自然と調和した土地利用を促進する必要がある。 「別所ふれあい農地情報型」はこうした課題を解決すべく、農村社会全体を自然との共生をテーマに用途別に6ゾーンに区分けを行い具体化するものである。 ゾーン①下野地帯は、市が整備した三木鉄道線跡地の遊歩道整備に着手し、併せて、地元の花のまちで地域ブランドと協働でハーブ苗生産を始め、遊歩道に沿って植栽する「ハーブロード」を推進している。また、ゾーン②西の玄関口にぎわいづくりに実現にむけた起点として、農用地区域の変更を提案するものである。	C	—	農用地区域は、長期にわたり確保すべき優良農地の区域であること、農用地等以外の用途を目的として、農用地区域から過大な土地が除外されることがないようにするため、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件が農業振興地域整備計画において規定されている。このうち、同第1号の「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件については、具体的には、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、当該用途の通常の利用形態にかなわず、当該土地を農用地等以外の用途に供することが必要と見られるが、その確保が妥当かを判断するため、①具体的な転用計画と、②不要不急の用途に供すること、③農用地区域からの除外が過大なものでないこと等を定められているところである。この「具体的な転用計画」としては、具体的な用途の種類、位置及び規模、並びにその適当性、実現性等の判断がなされ、且つ開発が進められること、過大な農用地区域からの除外を排除することができなくなり、優良農地の確保に支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 具体的な転用計画が定められ、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から適切な位置づけられれば施設については、農用地区域の変更が可能となる場合があるため、必要に応じて、兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。 また、貴市は、都市計画法第7条第1項に基づき市街化区域と市街化調整区域の区域別で定められており、一部の場合は、当該市街化区域に入ることとなる区域区域の変更(ゾーニングの変更)により対応可能な場合もあると考えられるので、必要に応じて兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。なお、国及び県の農林部局との協議が整って定められた市街化区域内の土地については、農業振興地域・農用地区域から除外されることとなる。	本提案は、無秩序な農地転用による優良農地の確保を及ぼさないよう具体的な用途を定め、その位置や面積規模はゾーニングにより必要面積に留められなければならない。当該施設の使用が公益性が高いものと認められる場合は、また、当該施設の敷地面積等も不明であることから、施設の見合った面積以上の農用地等が農用地区域から除外され、公益性を伴わない施設が建設されることとなる可能性があり、従って御提案は、特許として採用され全国展開されることとなる、国全体としての優良農地の確保に資しない支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 なお、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定める手段では三木市遊歩道線跡地の活性化や農業を活かした包括的な土地利用には対応できず、農地地域の活力を促進するためには特区的な対応が必要不可欠と考える。提案は、具体性と実行性を備えるものであり、採択に向けたの解決法について具体的に御相談いただきたい。				1 0 3 2 0 4 0	三木市	兵庫県	農林水産省		
1020090	「農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内土地を農用地区域から除外するための変更(以下「農用地区域の変更」という。)」要件の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集約的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された農地について、公告・縦覧を経て行うことができる。		現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地区域の変更の5つの要件のうち、1号の「当該農地に存する土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、1筆ごとに規制する方式から、「ゾーニング規制」の方式を基本とする制度への転換を図るため、「地域活性化を目的とする計画」を含めることとする。	ゾーニングにおける農用地区域の変更を目指す提案は、農村活性化を理由に無秩序な土地利用を進めるものではなく、「太陽光発電」や「グリーンカーテン」などの設置を義務付けることで、自然エネルギーの普及促進を図りながら、農地環境を維持する土地利用を奨励する土地利用を奨励するものである。 現在、富良野圏内には「ハーブ」を生産し、商品開発を進めている。ゾーニング下野地帯の農業の6次産業化の起点と位置づけ、加工技術と生産性の向上を図るため「ハーブ」製品生産施設(農業情報型)を誘致し、農業における収益性を高める。併せて、低炭素社会実現のための「バイオ燃料施設(農業情報型)」を誘致し、環境保全の役割を果たすことで、自然と調和した「ハーブ」の6次産業化を実現する。 提案理由: 三木市別所町は優良農地地区でありながら、少子高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、農業・雇用の減少、三木鉄道線沿線など地域活力の低下が著しく、将来における農業の存続が危ぶまれている。 優良農地を保全し、農業と共生していきながら、まちの活力を取り戻すためには、自然と調和した土地利用を促進する必要がある。 「別所ふれあい農地情報型」はこうした課題を解決すべく、農村社会全体を自然との共生をテーマに用途別に6ゾーンに区分けを行い具体化するものである。 ゾーン①下野地帯は、市が整備した三木鉄道線跡地の遊歩道整備に着手し、併せて、地元の花のまちで地域ブランドと協働でハーブ苗生産を始め、遊歩道に沿って植栽する「ハーブロード」を推進している。また、ゾーン②西の玄関口にぎわいづくりに実現にむけた起点として、農用地区域の変更を提案するものである。	C	—	農用地区域は、長期にわたり確保すべき優良農地の区域であること、農用地等以外の用途を目的として、農用地区域から過大な土地が除外されることがないようにするため、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件が農業振興地域整備計画において規定されている。このうち、同第1号の「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件については、具体的には、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、当該用途の通常の利用形態にかなわず、当該土地を農用地等以外の用途に供することが必要と見られるが、その確保が妥当かを判断するため、①具体的な転用計画と、②不要不急の用途に供すること、③農用地区域からの除外が過大なものでないこと等を定められているところである。この「具体的な転用計画」としては、具体的な用途の種類、位置及び規模、並びにその適当性、実現性等の判断がなされ、且つ開発が進められること、過大な農用地区域からの除外を排除することができなくなり、優良農地の確保に支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 具体的な転用計画が定められ、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から適切な位置づけられれば施設については、農用地区域の変更が可能となる場合があるため、必要に応じて、兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。 また、貴市は、都市計画法第7条第1項に基づき市街化区域と市街化調整区域の区域別で定められており、一部の場合は、当該市街化区域に入ることとなる区域区域の変更(ゾーニングの変更)により対応可能な場合もあると考えられるので、必要に応じて兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。なお、国及び県の農林部局との協議が整って定められた市街化区域内の土地については、農業振興地域・農用地区域から除外されることとなる。	本提案は、無秩序な農地転用による優良農地の確保を及ぼさないよう具体的な用途を定め、その位置や面積規模はゾーニングにより必要面積に留められなければならない。当該施設の使用が公益性が高いものと認められる場合は、また、当該施設の敷地面積等も不明であることから、施設の見合った面積以上の農用地等が農用地区域から除外され、公益性を伴わない施設が建設されることとなる可能性があり、従って御提案は、特許として採用され全国展開されることとなる、国全体としての優良農地の確保に資しない支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 なお、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定める手段では三木市遊歩道線跡地の活性化や農業を活かした包括的な土地利用には対応できず、農地地域の活力を促進するためには特区的な対応が必要不可欠と考える。提案は、具体性と実行性を備えるものであり、採択に向けたの解決法について具体的に御相談いただきたい。				1 0 3 2 0 4 0	三木市	兵庫県	農林水産省		
1020100	「農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内土地を農用地区域から除外するための変更(以下「農用地区域の変更」という。)」要件の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集約的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された農地について、公告・縦覧を経て行うことができる。		現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地区域の変更の5つの要件のうち、1号の「当該農地に存する土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、1筆ごとに規制する方式から、「ゾーニング規制」の方式を基本とする制度への転換を図るため、「地域活性化を目的とする計画」を含めることとする。	ゾーニングにおける農用地区域の変更を目指す提案は、農村活性化を理由に無秩序な土地利用を進めるものではなく、「太陽光発電」や「グリーンカーテン」などの設置を義務付けることで、自然エネルギーの普及促進を図りながら、農地環境を維持する土地利用を奨励する土地利用を奨励するものである。 現在、富良野圏内には「ハーブ」を生産し、商品開発を進めている。ゾーニング下野地帯の農業の6次産業化の起点と位置づけ、加工技術と生産性の向上を図るため「ハーブ」製品生産施設(農業情報型)を誘致し、農業における収益性を高める。併せて、低炭素社会実現のための「バイオ燃料施設(農業情報型)」を誘致し、環境保全の役割を果たすことで、自然と調和した「ハーブ」の6次産業化を実現する。 提案理由: 三木市別所町は優良農地地区でありながら、少子高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、農業・雇用の減少、三木鉄道線沿線など地域活力の低下が著しく、将来における農業の存続が危ぶまれている。 優良農地を保全し、農業と共生していきながら、まちの活力を取り戻すためには、自然と調和した土地利用を促進する必要がある。 「別所ふれあい農地情報型」はこうした課題を解決すべく、農村社会全体を自然との共生をテーマに用途別に6ゾーンに区分けを行い具体化するものである。 ゾーン①下野地帯は、市が整備した三木鉄道線跡地の遊歩道整備に着手し、併せて、地元の花のまちで地域ブランドと協働でハーブ苗生産を始め、遊歩道に沿って植栽する「ハー													

10 農林水産省 非予算(構造改革特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特種措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省市からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の取組の取直し	各都道府県からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁			
1020060	大学獣医学部の設置の許可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」	当該提案に対して規制をかける制度は、文科省が所管している。		平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	(具体的事業の実施内容) 四国には獣医師を養成し感染症等の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、協力を協議の提携するコアカリキュラムを実施し、高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、期力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした基礎・応用関連企業等の立地を促進し、ライフ・イノベーションの拠点都市として、今治の地域再生を図る。 (提案理由) これまで、必要獣医師数はほぼ充足しているとの農林水産省の見解(直近では「獣医師の需給に関する検討委員会」(平成19年5月1日))を踏まえ、文科省では、獣医師関係学部の新増設、入学定員増について抑制方針をとっている。 しかし、平成23年5月に公表された獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の報告書(文科省)では、「獣医師に対する社会的・国際的ニーズが供給を上回る状況が明らかとなった場合には、獣医学部の入学定員の増設や学部の新設等について議論することも必要」とされている。また、同報告書の「獣医学教育を取り巻く状況の変化」の内容のほか、口蹄疫問題や鳥インフルエンザの感染の脅威、東日本大震災の被災地での家畜の扱い等から獣医師不足が顕在化しており、また、O1Eからアジア地域の獣医学教育の水準を高めることが日本に求められているなど、社会的ニーズは明らかであると考えられる。 このため、文科省に獣医学部の増設を要望したが、農林水産省の先報告書では、前提条件によって獣医師の需給予測が異なるため、文科省としては判断できないとのことであった。一方で、農林水産省から要望があれば獣医学部の増設について前向きに検討するとの回答を文科省よりいただいたことである。したがって、文科省と農林水産省とが連携し、必要獣医師の需要、供給、偏在等に関する調査・検討を行っていただき、その結果、必要性が認められれば獣医学部のない地域に限り、教育水準の高い大学獣医学部の新設を認めることを提案する。 この獣医学部に産学連携・公衆衛生コース、研究育成コースを設け、入学定員の地域特設定や奨学金制度等と組み合わせることで、動物伝染病や公衆衛生分野を担う獣医師不足を解消するとともに、協力を協議の提携するコアカリキュラムを導入して、動物伝染病等に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等により、新たな生命科学研究拠点を形成する。	E	—	当省では、当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず、文科省が判断すべき事項である。 平成18年度に開催した「獣医師の需給に関する検討会」においては、獣医師の需給は診療回数の増減等の前提条件により変化するが、産業動物分野の診療に限り、獣医学教育でその意義や魅力について知る機会が少ないこと等が指摘されている。 このため、需給データを文科省等に提出するとともに、臨床実習の質・量の充実や産業動物獣医師の養成のための獣医学教育の充実・強化について、文科省等に対して配慮を願っているところである。 また、現在、都道府県において、獣医師を提供する体制の整備を図るため、産業動物獣医師の確保目標や目標達成のための方策等を盛り込んだ都道府県計画を作成しているところであり、今後これらのデータについて取りまとめるもの、文科省等に提出しているところからご指示いただきたい。	各都道府県で作成中の産業動物獣医師の確保目標や目標達成の方策を盛り込んだ都道府県計画を元にデータを取りまとめる時期はいつ頃を想定しているかご指示いただきたい。	現在全都道府県において、今年度中に都道府県計画を作成・公表する予定と聞いている。取りまとめについては、都道府県からの報告を踏まえて行うこととなる。							1 0 3 3 0 1 0	今治市、愛媛県	愛媛県	文科省 農林水産省
1020070	農業振興地域整備計画の変更の専断緩和並びに、優良農地の転用に係る規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条 農地法第4条 同施行令第11条	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地域として利用すべき土地の区域であり、集団的農地や土改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不測の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。 また、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権の移転・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4hを超える場合には農林水産大臣の許可)が必要。		朝来市総合計画で位置付けている複合都市ゾーンにおいて、農と都市の複合的で一体的なまちづくりを目指すため、地元(市町村)主導で当該計画を策定した場合は、農業振興地域整備計画の変更についての農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項による5要件の要件緩和並びに、農地法における優良農地の転用に係る規制緩和を行う。 具体的には、指定したエリアにおいて、地元(市町村)で策定したエリア区分・道路計画などを行い、企業、農業、宅地などを誘導するため、現行法で定められている農業振興地域整備計画の変更並びに農地を農地以外のものにする場合の規制について、農地法5要件規制の緩和及び変更手続きの簡便化、並びに優良農地の転用を可能とする緩和を行う。これにより、農地法5要件規制のとらわれないこと、地元意見を最大限取り込んだ、農と都市の複合的なまちづくりを可能にする。また、市や地元主導による市街地開発事業なども導入することが出来、より具体的なまちづくりを実現することが出来る。 提案理由: 国等の沿道利用のみでは土地利用が不足し、沿道の農地より奥地まで店舗出店が行われようとしている場合、現在のままでは奥地でスポット的な利用が想定され、今一時的なまちづくりを考えた場合に、大きな支障となる。このため、地元主導による計画的なまちづくりを行い、農と都市の複合的で効果的なまちづくりを推進する。 代替措置: 本特区を設けることにより、農地の縮小が懸念されるが、地元(市町村)主導による土地利用計画を尊重し、農用地域からの除外地については、具体的な将来計画が示された箇所のみとする。	C	—	優良農地の確保を図ることは国の責務であるため、平成21年、農地法等の改正により、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地域からの除外の厳格化及び農地転用規制を厳格化する措置を講じたところであり、昨年3月に閣議決定された新たな資料・農業・農村基本計画においても、その適切な運用を通じ、優良農地を確保することとされたところである。農用地域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地域の変更は、農用地等以外の利用を目的として、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替がない等の除外の要件を満たすと判断された場合に限り可能となっている。御提案の朝来市総合計画における「複合都市ゾーン」にエリア区分などを行い、企業、農業、宅地などを誘導するため、農用地域の変更及び農地の転用を行うとして、具体的な転用計画に基づき農用地域以外の土地を農用地等以外の用途とすることの妥当性、実現性の判断がなされないまま閣議が進められると、過大な農用地域からの除外を排除することができなくなり、優良農地の確保に支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。 農地法5要件規制が定められ、市町村が農業振興地域を定めており、農業振興地域の観点から定められた計画に位置付けられた施設については、農用地域の変更が可能となる場合があるため、必要に応じ、兵庫県の担当部に御相談いただきたい。 また、貴県は、都市計画法第7条第1項に基づき市街化区域と市街化調整区域の区域区分を行っており、いわゆる非営利型都市計画区域であることから、同法第6条第3項第1号に基づき用途地域の指定により対応可能な場合もあると考えられるので、必要に応じ、兵庫県の担当部に御相談いただきたい。なお、貴県は農地の農地転用担当部局との調整が整って用途地域が指定された場合には、市街化の傾向が著しい区域内の農用地として、農地転用の許可が可能となる。	「民間企業がNPO法人を設立し、市町村の承認を得れば、農地利用集積円滑化事業の実施主体となることが現行制度上可能となつて」とのことだが、事業の適切な運用が確保できる団体であるか、営利・非営利を問う必要はないと考えられ、新規取組農業者を介して農業者の振興に積極的に取り組むものとする株式会社を同団体から一律に排除する合理的理由はないと考えられることから、市との役割分担と合意を条件に、新規取組農業者育成事業、食料生産事業を行う株式会社を同団体になれるようにすべき。 このほか、取得のメリットを生かして、農地の流動化の促進、新規就農の促進、地域の農業の活性化を図ることが出来る。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。					1 0 3 3 0 1 0	朝来市	兵庫県	農林水産省			
1020080	農地利用集積円滑化事業実施主体を民間開放すること。	農業経営基盤強化促進法第4条第3項	農地利用集積円滑化事業は、大きく分けて ① 売買、賃借の仲介を通じて自ら農地の権利主体となる農地売買等事業と、 ② 農用地等の所有者の委任を受けて、第三者が代理して農地転用について売り渡し、貸付等を行う農地所有者代理事業となっている。 このうち、 ア ①の農地売買等事業の実施主体については、売買、賃借の仲介を通じて自ら農地の権利主体となることから、農地法の農地取得の許可の特典を受けることができず、市町村、農業協同組合又は市町村会社に限定しているところであるが、 イ ②の農地所有者代理事業のみを行う実施主体については、自ら農地の権利を取得しないことから、上記に加え、非常利法人や営利を目的としない法人格を有しない団体も事業実施主体となることが可能。		民間事業者(株式会社等)が農業経営基盤強化促進法に基づく「農地利用集積円滑化団体」となることを認める。 (提案理由) ・新規取組農業者を介して農業の振興に積極的に取り組むものとする株式会社を同団体から一律に排除する合理的理由はないと考えられることから、市との役割分担と合意を条件に、新規取組農業者育成事業、食料生産事業を行う株式会社を同団体になれるようにすべき。 このほか、取得のメリットを生かして、農地の流動化の促進、新規就農の促進、地域の農業の活性化を図ることが出来る。	C	—	「民間企業がNPO法人を設立し、市町村の承認を得れば、農地利用集積円滑化事業の実施主体となることが現行制度上可能となつて」とのことだが、事業の適切な運用が確保できる団体であるか、営利・非営利を問う必要はないと考えられ、新規取組農業者を介して農業者の振興に積極的に取り組むものとする株式会社を同団体から一律に排除する合理的理由はないと考えられることから、市との役割分担と合意を条件に、新規取組農業者育成事業、食料生産事業を行う株式会社を同団体になれるよう対応願いたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。					1 0 3 3 0 1 0	兵庫県	兵庫県	農林水産省				
1020090	国の転用許可権限の撤廃に係る大匠との事前協議の禁止	農地法第4条、5条 附則第2項	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権の移転・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4hを超える場合には農林水産大臣の許可)が必要。		国の転用許可権限を県に移譲するとともに、大臣との事前協議制度も廃止する。	(提案内容) ・農地転用について、申請者の負担軽減や事務手続きの簡便化を図るため、転用許可権限を県に移譲し、農地転用の知事許可に係る大臣の事前協議を廃止する。 (提案理由) ・地方公共団体が行う許可事務についても、農業会議の諮問手続き等により十分、適正執行は担保されており、国の事前関与が不可欠とは考えられない。 ・優良農地確保は、国と同様に県も重要事項であり、転用面積によって許可権限や法定協議の要否を区分することに合理性がない。	C	—	優良農地の確保を図ることは国の責務であるため、平成21年、農地法等の改正により、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地域からの除外の厳格化及び農地転用規制を厳格化する措置を講じたところであり、昨年3月に閣議決定された新たな資料・農業・農村基本計画においても、その適切な運用を通じ、優良農地を確保することとされたところである。 優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、全国的な視野に立って客観的かつ総合的に判断する必要がある。 また、改正農地法の附則19条第4項において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、農用地法への移行の状況等を踏まえ、農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされているところであり、現時点において、御提案を受け入れることは困難である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。					1 0 3 3 0 1 0	兵庫県	兵庫県	農林水産省			
1020100	1.流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「物動法」という。)第2条第3号及び同法施行規則第1条第1号における社会資本等の定義の緩和 2.企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「企業立地促進法」という。)第5条第2項第3号の取り扱いは緩和 3.工場立地法第2条第1項に基づく工場適地の選定基準における市街地調整区域におけるの選定の緩和 4.農地法に基づく通知「農地法の運用について」第2-1-(1)-(イ)-(イ)-g-(f)工場適地図に記載する土地の区域に係る農業上の土地利用との調整の緩和	1. 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 2. 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「企業立地促進法」という。)第5条第2項第3号の取り扱いは緩和 3. 工場立地法 4. 農地法、農地法施行令、農地法施行規則(平成21年12月1日21号) 5. 農林水産省告示第430号「農林水産省経営局長通知」	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権の移転・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4hを超える場合には農林水産大臣の許可)が必要であり、工場立地法(昭和34年法律第24号)第3条第1項に規定する工場立地調整区域に工場適地として記載された土地の区域(農業上の土地利用との調整が関与しないに限る。)内において行われる工場又は事業場の設置する場合は、良好な営業条件を備えている第1種農地において許可が可能。		1. 物動法第2条第3号に掲げる高速自動車国道で物流の流通を結ぶ社会資本等(当該1c)の定義を緩和し、東海道路予定地庄和1Cについても同様扱う。 2. 企業立地促進法第5条第2項第2号における集積圏内の庄和1C周辺地区について、同法第5条第3号に掲げる同意企業立地重点促進区域として緩和する。 3. 工場適地選定基準 2. 都市計画との関係 (4)において、市街地調整区域については原則適用しないとするものを緩和し、都市計画法第34条第2号による産業指定区域に指定された場所について工場適地図に登記可能とする。 4. 3の工場適地図の登記を行う際の農業上の土地利用との調整を緩和することにより、今回申請を行っている地区の工場適地図の登記が容易となる。具体的には、優良農地については、つとめてこれをさけること等とされているが、本地区の振興に資する場合は、この規定を適用しないこと。	C	—	優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図り、工場や住宅等の開発需要を農業上の土地利用に支障が少ない農地に誘導するという役割を担っている。 この優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図るため、具体的には、工場立地法第3条第1項に規定する工場立地調整区域に工場適地として記載された土地の区域について、農業上の土地利用との調整を限ることも限り、良好な営業条件を備えている第1種農地であっても農地転用の許可が可能としていることである。 御提案は、当該調整を踏まえることなく工場適地図に記載するよう求めるものであり、優良農地の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、受け入れることは困難である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。					1 0 4 0 0 1 0	春日部市	埼玉県	農林水産省 経済産業省 国土交通省				

10 農林水産省 非予算(構造改革特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省市からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の取扱い	「措置の内容」の取扱い	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項整理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1020110	生産緑地活性化促進特区の創設 ①生産緑地地区において農業経営基盤強化促進法に基づき農地の利用権設定を認めること。	①農業経営基盤強化促進法第17条第2項 ②生産緑地法第10条、12条、14条	農業経営基盤強化促進法は、利用権設定等促進事業(農用地)について利用権の設定等を促進する事業などからなっており、その事業区域は市街化区域を除くこととされていること。	①生産緑地地区での利用権設定による賃借を適用する。(基盤法関係) ②生産緑地の解除にかかる行為制限解除までの期間の延長を行う。(生産緑地関係)	都市の成熟化にあわせて、環境問題や住民の価値観の多様化も顕在化しており、都市部における多面的な位置機能を有する「生産緑地」を再評価し、都市計画において保全すべき空間として積極的に位置づけたいと考えています。つまり、生産緑地の保全により、将来の都市農業を支える農業者の経営環境を支援し計画的に農地を保全することは、緑と調和した良好な住環境の形成、災害時の洪水防止や一時的な遊憩用地機能、ヒートアイランド現象の緩和など多様な効用があり、都市住民ニーズにも応えることができます。よって、生産緑地を活性化させる総合的な支援のための規制緩和として、①農業経営基盤強化促進法の特例として、生産緑地での利用権設定等促進事業(農地の賃借)の適用を認めてもらいたい。農産物の産出や農業参入規制の緩和を受けて、農業参入を志向する企業や経営規模拡大を希望する農業者等も増えています。利用権設定事業を促進することは、農業経営基盤強化促進法の趣旨に合致しないため、市街化区域内農地について利用権設定等促進事業を行うことは困難。	都市の成熟化にあわせて、環境問題や住民の価値観の多様化も顕在化しており、都市部における多面的な位置機能を有する「生産緑地」を再評価し、都市計画において保全すべき空間として積極的に位置づけたいと考えています。つまり、生産緑地の保全により、将来の都市農業を支える農業者の経営環境を支援し計画的に農地を保全することは、緑と調和した良好な住環境の形成、災害時の洪水防止や一時的な遊憩用地機能、ヒートアイランド現象の緩和など多様な効用があり、都市住民ニーズにも応えることができます。よって、生産緑地を活性化させる総合的な支援のための規制緩和として、①農業経営基盤強化促進法の特例として、生産緑地での利用権設定等促進事業(農地の賃借)の適用を認めてもらいたい。農産物の産出や農業参入規制の緩和を受けて、農業参入を志向する企業や経営規模拡大を希望する農業者等も増えています。利用権設定事業を促進することは、農業経営基盤強化促進法の趣旨に合致しないため、市街化区域内農地について利用権設定等促進事業を行うことは困難。	C	—	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	生産緑地地区は、緑地機能・災害の防止・農林業と調和した都市環境など、良好な環境形成を図る都市計画制度となっているからこそ、10年以内に計画的に市街化を図る区域内でも、生産緑地は緑・環境を除き30年の営業を課して指定しているものであり、固定資産税の農地課税や相続税等納税猶予制度も可能な点で意義を前提とした制度にもなっているため、基盤法の趣旨に合致していると考えます。	C	—	農業経営基盤強化促進法は、農業の担い手への農地の利用の集積を促進するためのものであり、「すでに市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」である市街化区域内に設定されるものである生産緑地については、農業経営基盤強化促進法の趣旨に合致しないため、提案の受け入れは困難。			1 0 4 2 0 1 0	其市面	大阪府	農林水産省 国土交通省
1020120	生活排水を利用した藻によるバイオエタノール生産のための塩湖の開発に係る農用地区域からの農地の除外	農業振興地域の整備に関する法律17条	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集団的農地や土地改良事業の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、具体的転用計画に基づき農用地以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。	津波被害による塩湖部の農用地区域内農地において、塩湖ラグーンと製造プラントを建設し、海岸線から3kmほどの内陸部に隣接する復興住宅地からの生活排水、収集したCO2を付加することにより、炭化水素を効率よく生成する。	津波被害の臨海部の農用地区域内農地において、塩湖ラグーンと製造プラントを建設し、海岸線から3kmほどの内陸部に隣接する復興住宅地からの生活排水、収集したCO2を付加することにより、炭化水素を効率よく生成する。	提案理由： 塩湖においての藻類の生成時に、大量のCO2を使用し、環境にやさしいこと。 加えて、筑波大津波教授により発見された新藻類のオーランテオキトリウムバイオエタノール生成能力は、従来のものより生産性が高く、トウモロコシなどのバイオエタノール生成能力と比べても格段の効率を示すものである。このため、津波による臨海部被災地の一部農地を農用地区域から除外し、塩湖及びプラントに転用することにより、地域におけるエネルギーの地産地消に大きく貢献すると考えます。 さらに、これらの藻から生成される炭化水素は、各種燃料、サプリメント、化粧品、医薬部外品、グリースなど関連の生産物の原料となるため、地域産業へのインキュベーション効果も高いものになると考えます。なお、当事業は、バイオエタノール製造事業においては3年程度の事業性を含めた実証実験期間を必要とする。	C	—	農用地区域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地区域の変更は、農用地等以外の利用を目的として、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件を満たすと判断された場合に限り可能となっている。したがって、御提案のように、農用地区域内の農地を農用地区域内から除外することは困難である。 なお、被災農地を含めた地域の土地利用については、復興に向けた市町村が中心となって定める復興計画の下で地域の意向を十分に踏まえながら検討されるべきものと考えており、現在、市町村が中心となって定める復興計画に位置付けられた復興事業を円滑に進めるため、都市計画法、農業振興地域整備法及び農地法等の手続を一本化し、土地利用の再編等を迅速に実現できるような仕組みについて、関係省庁が連携して検討しているところである。	農用地区域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地区域の変更は、農用地等以外の利用を目的として、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件を満たすと判断された場合に限り可能となっている。したがって、御提案のように、農用地区域内の農地を農用地区域内から除外することは困難である。 なお、被災農地を含めた地域の土地利用については、復興に向けた市町村が中心となって定める復興計画の下で地域の意向を十分に踏まえながら検討されるべきものと考えており、現在、市町村が中心となって定める復興計画に位置付けられた復興事業を円滑に進めるため、都市計画法、農業振興地域整備法及び農地法等の手続を一本化し、土地利用の再編等を迅速に実現できるような仕組みについて、関係省庁が連携して検討しているところである。	C	—	福島県臨海部におけるエネルギー源形成事業	1 0 5 6 1 1 0		東京都	農林水産省		
1020130	農地を同事業による塩湖及びプラント事業用地上に転用する目的で取得する場合の農地転用許可	農地法5条	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。	現状において4ha以上の農地を他用途に転用する目的で取得する場合は、農林水産大臣の許可が必要であるが、塩湖農地を一般農地が塩湖、プラント用途に転用する目的で取得する場合に必要な転用許可を不要とする	津波被害の臨海部の農用地区域内農地において、塩湖ラグーンと製造プラントを建設し、海岸線から3kmほどの内陸部に隣接する復興住宅地からの生活排水、収集したCO2を付加することにより、炭化水素を効率よく生成する。	提案理由： 塩湖においての藻類の生成時に、大量のCO2を使用し、環境にやさしいこと。 加えて、筑波大津波教授により発見された新藻類のオーランテオキトリウムバイオエタノール生成能力は、従来のものより生産性が高く、トウモロコシなどのバイオエタノール生成能力と比べても格段の効率を示すものである。このため、津波による臨海部被災地の一部農地を農用地区域から除外し、塩湖及びプラントに転用することにより、地域におけるエネルギーの地産地消に大きく貢献すると考えます。 さらに、これらの藻から生成される炭化水素は、各種燃料、サプリメント、化粧品、医薬部外品、グリースなど関連の生産物の原料となるため、地域産業へのインキュベーション効果も高いものになると考えます。なお、当事業は、バイオエタノール製造事業においては3年程度の事業性を含めた実証実験期間を必要とする。	C	—	優良農地の確保を図ることは国の責務であるため、平成21年、農地法等の改正により、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域からの除外の厳格化及び農用地農地転用規制を厳格化する措置を講じたことにより、昨年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においても、その適切な運用を通じ、優良農地を確保することとされたところである。 優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、全国的な視野に立って客観的かつ総合的に判断する必要がある。 したがって、御提案のように4ha以上の農地を転用する場合には、農林水産大臣の許可を不要とすることは困難である。 なお、被災農地を含めた地域の土地利用については、復興に向けた市町村が中心となって定める復興計画の下で地域の意向を十分に踏まえながら検討されるべきものと考えており、現在、市町村が中心となって定める復興計画に位置付けられた復興事業を円滑に進めるため、都市計画法、農業振興地域整備法及び農地法等の手続を一本化し、土地利用の再編等を迅速に実現できるような仕組みについて、関係省庁が連携して検討しているところである。	優良農地の確保を図ることは国の責務であるため、平成21年、農地法等の改正により、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域からの除外の厳格化及び農用地農地転用規制を厳格化する措置を講じたことにより、昨年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においても、その適切な運用を通じ、優良農地を確保することとされたところである。 優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、全国的な視野に立って客観的かつ総合的に判断する必要がある。 したがって、御提案のように4ha以上の農地を転用する場合には、農林水産大臣の許可を不要とすることは困難である。 なお、被災農地を含めた地域の土地利用については、復興に向けた市町村が中心となって定める復興計画の下で地域の意向を十分に踏まえながら検討されるべきものと考えており、現在、市町村が中心となって定める復興計画に位置付けられた復興事業を円滑に進めるため、都市計画法、農業振興地域整備法及び農地法等の手続を一本化し、土地利用の再編等を迅速に実現できるような仕組みについて、関係省庁が連携して検討しているところである。	C	—	福島県臨海部におけるエネルギー源形成事業	1 0 5 6 1 1 0		東京都	農林水産省		
1020140	特設介護施設への農地転用について	農地法第4条、第5条、都市計画法第7条、第二十九条、第三十条、第三十三条、第四十三条	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。	転用を厳しく制限されている10ha以上の集団的優良農地や土地基盤整備事業を実施した農地、これらを含む甲種農地をはじめ、市街化調整区域にある農地でも、特設介護施設が建設できるよう、厚生労働省が仮設認可したブリッジ社会福祉法人が特設介護施設を建設する場合には、①同法人が届出申請を行った農地の転用を可能とすることを求める。ただし農地転用の行為により、土砂の流出またはその他の災害を発生させる恐れがある場合、近隣農地やその地味農地の保全または利用上、支障をきたす場合はこの限りではない。(農水省) ②また、同法人が市街化調整区域において特設介護施設を建設するために付いた開発申請については開発許可の基準によらず許可することを求める。(国土交通省)	市街化調整区域内、無指定の農地の転用には時間と手続きに時間がかかる。特に甲種農地は都道府県知事または農林水産大臣の許可を受けなければなりません。これは特設介護施設の建設をする際に障害となる事は確実なので、厚生労働省が設立認可したブリッジ社会福祉法人が建設する特設介護施設であれば、農林水産省への申請届出だけで農地の利用が可能かつ転用できるようにすることを求める。ただし農地転用の行為により、土砂の流出またはその他の災害を発生させる恐れがある場合、近隣農地やその地味農地の保全または利用上、支障をきたす場合はこの限りではない。(農水省) ②また、同法人が市街化調整区域において特設介護施設を建設するために付いた開発申請については開発許可の基準によらず許可することを求める。(国土交通省)	市街化調整区域内、無指定の農地の転用には時間と手続きに時間がかかる。特に甲種農地は都道府県知事または農林水産大臣の許可を受けなければなりません。これは特設介護施設の建設をする際に障害となる事は確実なので、厚生労働省が設立認可したブリッジ社会福祉法人が建設する特設介護施設であれば、農林水産省への申請届出だけで農地の利用が可能かつ転用できるようにすることを求める。ただし農地転用の行為により、土砂の流出またはその他の災害を発生させる恐れがある場合、近隣農地やその地味農地の保全または利用上、支障をきたす場合はこの限りではない。(農水省) ②また、同法人が市街化調整区域において特設介護施設を建設するために付いた開発申請については開発許可の基準によらず許可することを求める。(国土交通省)	C	—	農地転用許可制度は、優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図り、開発需要を甲種農地や第1種農地等の優良農地から農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するという役割を担っている。農地は一度他用途に転用されると復元することが極めて困難であることから、転用許可申請に係る審査に当たっては、案件ごとに、周辺の農地に及ぼす影響、事業実施の確実性、防災面への被害防止措置などについて審査を行う必要がある。御提案の社会福祉法人が設置する特設介護施設の建設について農地転用を届出制とするは困難である。 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づいて実施する社会福祉事業の用に供する施設については、原則農地転用を認めない優良農地である第1種農地であっても公益性が高いと認められる事業として農地転用の許可をすることは可能である(農地法第4条第2項ただし書)。また、都市計画法(昭和43年法律第100号)の市街化区域内にある農地であれば、事前に農業委員会に届出を行うことにより、転用は可能である(農地法第4条12項第7号)。	農地転用許可制度は、優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図り、開発需要を甲種農地や第1種農地等の優良農地から農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するという役割を担っている。農地は一度他用途に転用されると復元することが極めて困難であることから、転用許可申請に係る審査に当たっては、案件ごとに、周辺の農地に及ぼす影響、事業実施の確実性、防災面への被害防止措置などについて審査を行う必要がある。御提案の社会福祉法人が設置する特設介護施設の建設について農地転用を届出制とするは困難である。 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づいて実施する社会福祉事業の用に供する施設については、原則農地転用を認めない優良農地である第1種農地であっても公益性が高いと認められる事業として農地転用の許可をすることは可能である(農地法第4条第2項ただし書)。また、都市計画法(昭和43年法律第100号)の市街化区域内にある農地であれば、事前に農業委員会に届出を行うことにより、転用は可能である(農地法第4条12項第7号)。	C	—	福島県福祉復興プロジェクト	1 0 5 7 0 2 0		福島県	農林水産省 国土交通省		